

第1部 総 説

第1章 本県の概要

第1節 自然特性

1 位置・地形

本県は、世界的には北緯40度前後の中緯度地帯に属し、東北地方の北西部に位置する総面積約11,600 k m²、都道府県面積全国第6位の広さを有しています。

地形は、北に白神山地、東は奥羽山脈、南に丁岳山地や神室山地と三方より山地が迫り、これと中央部の太平山地や出羽丘陵によって、米代川、雄物川、子吉川の三大水系が形成されています。これら三大河川と、十和田湖周辺を除く中小独立河川のすべてが日本海に注いでいます。

沿岸部の中央には寒風山を擁する男鹿半島が雄大な造形美を誇り、その南北には長大な海浜がゆるやかに弧を描き、南北両端には、象潟、岩館の岩礁海岸が位置しています。

奥羽山脈は、那須火山帯に属する八幡平、焼山、乳頭山、駒ヶ岳、栗駒山等の諸火山と十和田、田沢の両カルデラ湖を形成するとともに、多くの温泉源をかかえ、日本有数の火山景勝地として知られています。

また、南の鳥海山は、男鹿半島の寒風山、目潟群とともに新第三紀造山運動と火山活動によって沿岸部に形成された火山地帯に位置し、その裾野の一部を日本海に落とし、海岸の奇勝を形づくっています。

一方、北の白神山地には真瀬岳、二ツ森、小岳、駒ヶ岳(藤駒岳)、田代岳等の1,000m級の山地が連なる独特の景観と原生的な植生を誇っています。

更に、中央部には那須、鳥海両火山帯に挟まれ、主にグリーンタフや基盤岩となっている花崗岩等から形成されている太平山地をはじめとする出羽山地が位置しています。

これらの山岳に源を発する河川は、湯瀬、小又峡、抱返り、真木、皆瀬などの急峻な峡谷となり、飛瀑や懸崖を伴って、米代川、雄物川、子吉川に集まり、その流域に花輪、大館、鷹巣、横手等の盆地や能代、秋田、本荘等の海岸平野が形づくられています。

2 気象・気候

本県の大部分は、対馬暖流の影響を受けた適潤温暖な日本海型の冷温帯気候に属していますが、その気候特性の一つは、沿岸部と内陸部で顕著な違いがみられることです。対馬暖流の影響を強く受ける八森海岸、男鹿半島、由利地方は冬季でも比較的温暖ですが、内陸部では奥羽山脈沿いほど気温が低く、寒暖差が大きいのが特徴です。特に、太平洋側気候の影響も見られる鹿角地方は冬の寒暖差の大きいことで知られています。

県の年平均降水量は1,600mm前後のところが多いのですが、山沿いでは平地より雨量が多く、特に白神山地、森吉山、鳥海山、丁岳山地などが降水量の多い地域です。

本県はまた、全域が積雪寒冷地域及び豪雪地帯に指定されている日本有数の多雪地帯となっており、特に森吉山周辺及び雄勝地方が降雪の多い地域として知られています。また、地形等の影響で県北部の積雪量が少なく、県南部が多くなっています。

3 植生

本県の自然植生は、上記の気象条件下では大部分が森林植生であり、気候的極相の見地からは、県南海岸部の一部に常緑広葉樹林帯が見られるほかは、その大半が夏緑広葉樹林帯に位置付けられます。これに垂直的要素である亜高山帯植生及び高山帯植生が加わり、県内は四つの植生帯に大別されます。さらに、地形や土壌要因などによる様々な極相群落が点在して分布しています。

常緑広葉樹林帯に属する植生では、由利地方の海岸にわずかに残されているタブノキ林があります。

夏緑広葉樹林帯には、海拔1,100m前後まで分布するブナなどからなる自然植生と、コナラ、ミズナラ、カスミザクラ等からなる代償植生が見られます。

亜高山帯の植生は、八幡平、森吉山地区等では、海拔1,100m付近からオオシラビソ林となり、その他の山岳ではミネカエデ、ナナカマド、ミヤマナラ等からなる亜高山性落葉広葉低木林が主体をなしています。

高山帯の植生としては、海拔1,500m前後以上の山頂部等にハイマツ群落等が見られます。

本県の植物相は2,300種前後といわれ、このうちウゴツクバネウツギ、デワノタツナミソウ、チョウカイアザミなど日本海要素植物と呼ばれる約200種が植物相を特徴づけています。

4 動物

本県は、白神山地、八幡平、森吉山、鳥海山等の豊かな自然環境に恵まれており、動物相にも多様性がみられます。

陸生の哺乳類は約40種が生息し、大型のツキノワグマやニホンカモシカがブナ林を主な生息域としてほぼ全県的に分布しているほか、キツネ、テン、タヌキ、アナグマ、ニッコウムササビ等がみられます。また、ヤマネ、モモンガ、オコジョ等の減少が指摘されています。

鳥類では約300種あまりが数えられ、主な生息地として、八郎湖、男鹿半島のほか、森吉山、八幡平等の山岳地帯があげられます。

八郎湖で注目すべき点は、コジュリン、チュウヒ等の草原性鳥類が繁殖することと、秋から春にかけて、ハクチョウ類、ガン類、ワシ類、シギ・チドリ類等が多数渡来することです。男鹿半島ではアオサギやクロサギの繁殖、冬期のカモメ類、ユキホオジロ、カモ類の渡来等が注目されます。

また、山岳地帯で特筆すべき点は、八幡平一帯での高山性のホシガラス、ピンズイなどの生息、駒ヶ岳、白神山地、鳥海山などでの天然記念物及び国内希少野生動植物に指定されているイヌワシの繁殖、森吉山での天然記念物クマガラの繁殖が確認されていることなどです。

その他注目される動物としては、モリアオガエルやハコネサンショウウオなどの両生類、日本の南限となっている大館のザリガニ（天然記念物）、さらにはムカシトンボ、ギフチョウ、ヒメギフチョウ、オオムラサキ、ホソヒメクロオサムシ等の昆虫類や、シナイモツゴ、イバラトミヨ雄物型、ハナカジカ等の淡水魚類などがあげられます。

第2節 社会特性

1 人口

本県の総人口は、平成14年10月1日現在で約117万6千人です。その内訳は0～14歳の年少人口が13.2%、15～64歳の生産年齢人口は61.8%、65歳以上の老年人口は25.1%となっており、全国平均の老年人口割合18.5%に比べて、特に高齢化が進行しています。

一方、同時期における世帯数は約39万5千世帯で、前年に比べ約2千5百世帯増加していますが、1世帯あたりの人員は2.98人となり、3人を割り込みました。

人口の推移は、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が平成5年から10年間続いています。

2 土地利用

平成13年度時点の本県の土地利用状況は、農用地が1,584km²（県土の13.7%）、森林が8,372km²（同72.1%）、水面・河川・水路が408km²（同3.5%）、道路が332km²（同2.9%）、住宅用地及び工業用地等からなる宅地が282km²（同2.4%）となっています。土地利用の推移は、農用地・原野が減少し、道路・宅地が増加しています。また、森林・水面・河川・水路はほぼ横ばいの状況となっています。

3 産業

就業人口からみた本県の産業構造は、この四半世紀（S50～H12）の間に就業者数が約4.6%減少する中、第1次産業の割合が約3分の1に減少した一方で、第2次及び第3次産業は約3割増加するといった傾向を示しています。

また、第1次産業の占める割合は全国平均に比べて約2倍ですが、他方、第3次産業は約1割低いという特徴があります。

県内産業の生産規模を示す県内総生産は、第3次産業は増加傾向にありますが、第1次、第2次産業は減少傾向にあります。就業者一人あたりの労働生産性をみると、第1次産業はわずかに全国を上回っていますが、第2次、第3次産業は全国に比べ低い値となっています。

第2章 環境行政の課題と動向

第1節 環境行政を取り巻く課題及び施策の方向

1 地球環境問題への取組

20世紀の後半に入り、社会経済活動の巨大化、グローバル化、開発途上国の急激な人口増加や都市化などを背景として、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、酸性雨、野生生物の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題など地球規模での環境問題が出現しており、今や人類はその生存基盤を危うくしかねない厳しい現実と直面しています。

1972年にスウェーデンのストックホルムで開かれた国連環境会議において採択された「人間環境宣言」を契機に、地球温暖化防止については「気候変動に関する国際連合枠組条約」が、オゾン層の破壊については「オゾン層保護のためのウィーン条約」が採択されるなど、地球環境問題に対し国境を越えた取組を推進するための国際的な枠組づくりが始められました。

その後、特に地球温暖化対策については「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく締約国会議において、先進国の温室効果ガスの排出削減を定めた「京都議定書」が採択され、その運用ルールについて継続的に検討されています。一方、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「特定物質に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を制定するとともに、「新地球温暖化対策推進大綱」の決定を受けて京都議定書を批准するなど、国内における地球環境問題への取組を推進しています。

秋田県では、これらの国内法に基づいた施策のほか、本県独自に「温暖化対策 美の国あきた計画」を策定するなど、「地球規模で考え、足下から行動する」を基本的な姿勢として様々な啓発活動を通じて県民の地球温暖化防止や、オゾン層保護のためにフロン回収を促進することにより地球環境問題に取り組んでいます。

2 化学物質対策

化学物質は、現代生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。今日、原材料や製品など様々な形で流通している化学物質は、世界で約10万種、日本でも約5万種といわれていますが、それらは、日常の生活や事業活動において使用、廃棄され、大気や水、土壌といった環境中に排出されています。環境中に排出された化学物質の中には、大気汚染や水質汚濁の原因となったり、長期間にわたり土壌に蓄積することによって人の健康や生態系に悪影響を及ぼすものがあるほか、ダイオキシン類など非意図的に生成されるものもあり、内分泌攪乱化学物質、いわゆる環境ホルモンを含めた化学物質による環境汚染を防止するための対応が大きな課題となっています。

国は、これまでも「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」や「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」などの個別の法律により化学物質の管理・規制を行ってきました。近年においては、ダイオキシン類対策として「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定し、人の耐容一日摂取量（TDI）や特定施設の排出基準の設定、特定施設設置者による自主検査の義務付け等、排出量の削減に取り組んでいます。また、「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」を策定し、環境ホルモンに関する未解明部分の調査・研究を県と連携して行っています。

しかしながら、その他の法律も含め大気や公共用水域等、環境への排出量の規制等により対策がとられている化学物質は、現在約60種類程度であり国内で流通しているもののごく一部にすぎません。

そこで国では、新しい取組として「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）」を制定し、事業者からの届出及び国の推計によって環境中に排出される有害な化学物質を把握し、集計し、公表することとしました。これは、今までよくわからなかった化学物質の排出状況を報告などをもとに明らかにするとともに、事業者がどんな化学物質をどれだけ排出したかという情報を公表することによって社会全体で監視するという構図を作り出し、事業者自身が自主的に未規制物質も含めた化学物質の管理・削減に取り組むことを促す制度でもあります。

化学物質による環境汚染を防止し安全で安心な社会を実現するためには、これまでの規制による取組に加え、県民、事業者、研究者及び行政が化学物質に対する各種の情報を共有しながら意思疎通（リスクコミュニケーション）を図って共通の認識に立った環境リスクの管理・低減に努めることが求められています。

国では、リスクコミュニケーションに必要な化学物質のデータベース作成、リスクコミュニケーション・PRT法についての事例集・冊子の作成、環境リスクに対する感覚を身につけるための学習関連資料の作成といった「情報・学習関連資料」の整備や「対話」を円滑に進めるための人材の育成等、リスクコミュニケーションの「場」の提供を進めています。

3 廃棄物の発生抑制と循環的利用、適正処理の推進

近年、我が国における社会経済活動の拡大に伴い、生活が物質的に豊かになる一方で、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等廃棄物に起因する様々な問題が私たちの日常生活に深刻な影響を及ぼしつつあることから、これまでの豊かな社会を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、資源の

循環を基調とした、循環型社会への転換が求められています。

こうした中、国では、平成12年6月に循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、これまでの容器包装リサイクル法¹に加え、家電リサイクル法²、資源有効利用促進法³や建設リサイクル法⁴、食品リサイクル法⁵、自動車リサイクル法⁶などのリサイクル関連法を整備し、本格的に循環型社会の構築に向けて動き出したところです。循環型社会形成推進基本法では、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という廃棄物・リサイクル対策上の優先順位が示されるとともに、事業者・国民の「排出者責任」⁷の明確化や「拡大生産者責任」⁸の一般原則が確立されました。

また、廃棄物処理法⁹についても、国の基本方針の策定、都道府県の廃棄物処理計画や多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定、マニフェスト制度の見直し、野外焼却の禁止など廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するための改正を行い、平成13年4月に全面施行しました。

こうした廃棄物を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、本県における循環型社会の構築を目指して、平成14年5月に廃棄物全般についての「秋田県廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画は、計画期間を平成14年度から平成17年度までの4年間とし、平成22年度を長期目標年度とするものであり、廃棄物の減量化の目標量（排出量、再生利用量、最終処分量）を定めるとともに、本県における廃棄物処理にあたっては、県民、事業者、処理業者、行政がそれぞれの役割分担のもとお互いに協力しながら、生産・流通・消費・廃棄のあらゆる段階において、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること（発生抑制：リデュース） 廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること（再利用：リユース） 再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること（リサイクル） どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うことを基本方針としています。

この計画の推進にあたり、基本方針に基づいて、 廃棄物の減量化・適正処理に向けた普及啓発、環境教育・学習の推進 廃棄物減量化・リサイクルシステムの確立 廃棄物処理施設の確保 廃棄物の適正処理を確保するための監視・指導の強化の4つの施策の方向を定め、関係する施策を総合的かつ計画的に進めます。

一般廃棄物については、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に向け、県民、事業者、行政が一体となったごみゼロあきた推進事業を実施し、積極的な県民運動を展開するとともに、空き缶等の散乱ごみ対策として平成13年3月に「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、美しいふるさとづくりを推進しています。また「秋田県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ焼却施設におけるダイオキシン類対策を進めるとともに、リサイクルプラザなどのリサイクルの拠点施設の整備を促進しています。さらに、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目的とした「秋田県生活排水処理整備構想」に基づき、合併処理浄化槽などの整備を促進しています。

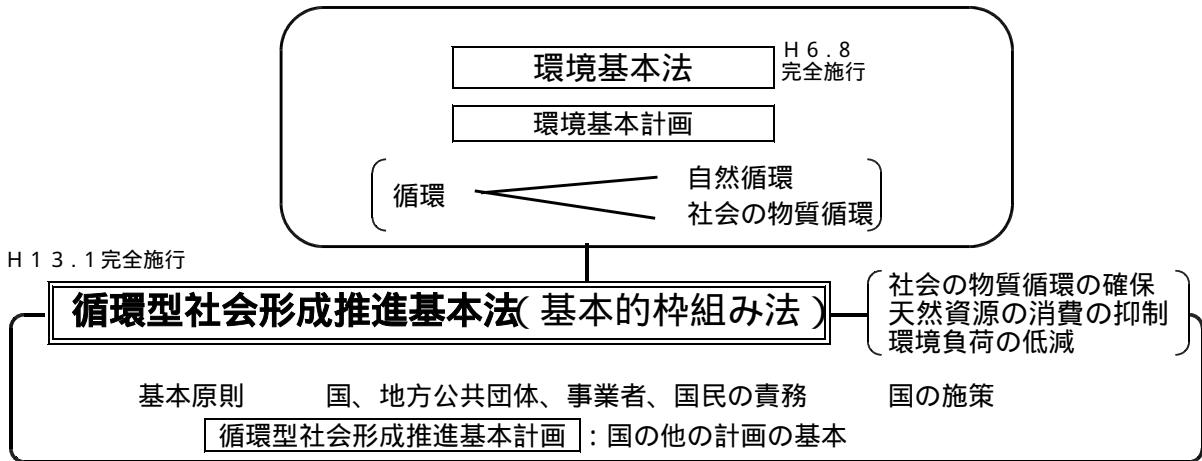
産業廃棄物については、適正処理の確保、排出抑制・減量化・再生利用の推進、広域処理への対応などに取り組むとともに、不法投棄を防止するため、ヘリコプターによる空からの監視（スカイパトロール）や環境監視員による監視体制の強化を図り、不適正処理事案については行政処分を行う等の措置を講じています。また、最終処分場の確保のため、県営の最終処分場（秋田県環境保全センター）を整備しています。さらに、平成12年10月の北東北知事サミット（青森、岩手、秋田）における広域的な廃棄物対策についての合意に基づき、これまでの規制的手法に加え、産業廃棄物の排出に一定の経済的負担を求めることにより廃棄物の発生を抑制し減量化やリサイクルを促進するため、平成14年12月定例県議会において「産業廃棄物税条例」と環境保全協力金の納入を盛り込んだ「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定し、平

成16年1月から施行することとしております。

なお、県では平成10年12月に倒産した最終処分業者（有能代産業廃棄物処理センター）に代わって処分場の維持管理を行っておりますが、国に対して、廃棄物処理法に基づく維持管理積立金制度が適用されないいわゆる既設処分場についても適正な維持管理を確保されるよう新たな制度の確立について要望しています。

- 1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 2 特定家庭用機器再商品化法
- 3 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 7 廃棄物を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきであるという考え方
- 8 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

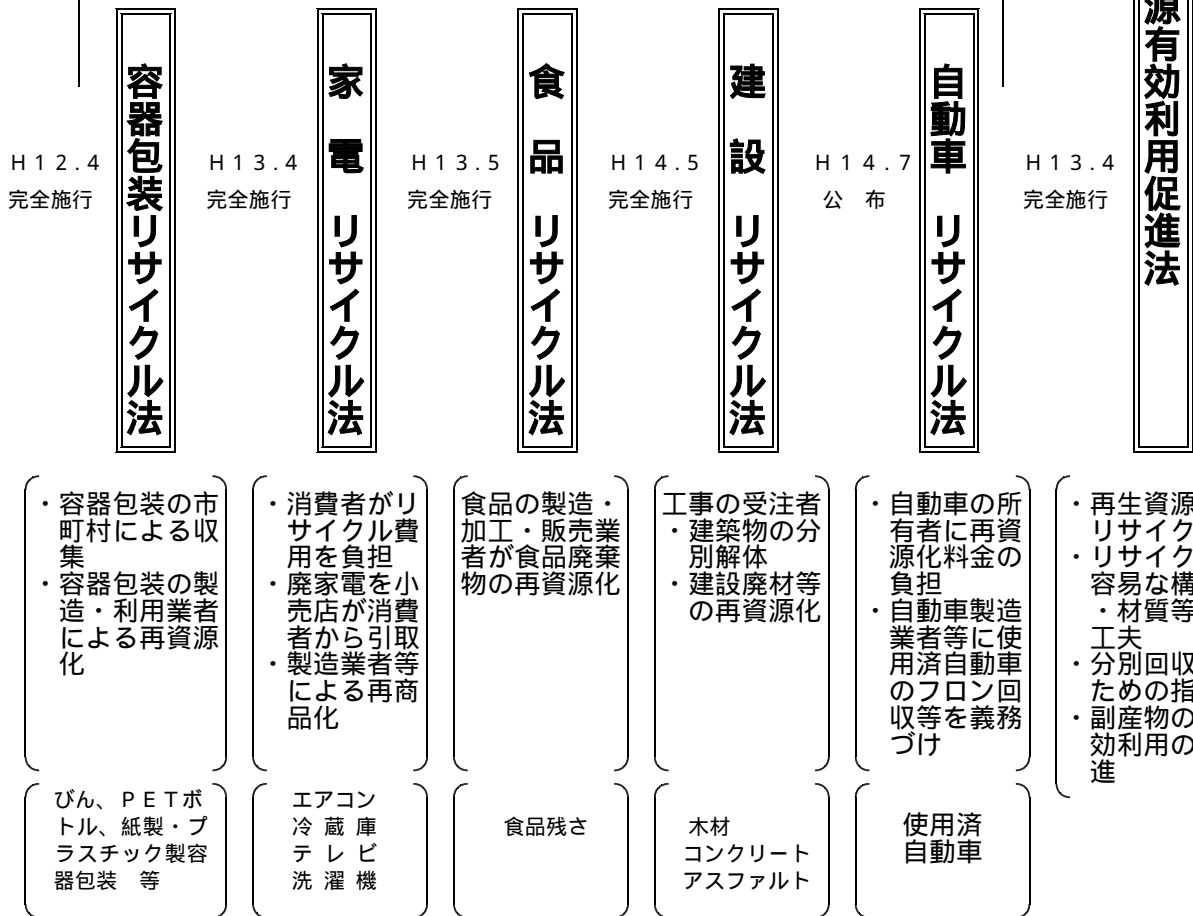
循環型社会の形成を推進するための法体系



廃棄物処理法

- ・ 廃棄物の発生抑制
 - ・ 廃棄物の適正処理
 - ・ 廃棄物処理施設の設置規制
 - ・ 廃棄物処理業者に対する規制等
 - ・ 廃棄物処理基準の設定
- H13.4改正施行

個別物品の特性に応じた規制



グリーン購入法 [国等が率先して再生品などの調達を推進]

H13.4 完全施行

4 すぐれた自然の保全と継承

近年、道路・ダム等の建設や各種観光開発事業などにおける自然環境への配慮がますます重要視されるようになっていますが、こうした大規模な開発に限らず、農林水産業における農薬・肥料の使用や工場等の事業活動はもちろん、野外レクリエーションなどの身近な活動等においても自然を正しく理解し、自然環境に及ぼす影響をできるかぎり回避する必要があります。

県では、自然環境保全地域や自然公園の指定・管理、野生動植物の保護・保全、自然保護思想の普及等を通じて、貴重な自然の保護・保全に取り組んできたほか、環境影響評価制度の運用等により、各種開発事業に対して環境配慮を求めてきたところです。

今後は、身近な自然環境の保全や生物多様性の保全といった新たな課題に対応し、将来にわたって自然と共に生きることができるよう、自然の条件や地域の社会的条件に応じた施策を引き続き推進します。

また、本県は、山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土の中で豊かな自然環境に恵まれています。

これらの自然環境は、長年にわたる節度のある利用により、自然界の物質循環が保たれ、今日までに引き継がれてきたもので、私たちにとって貴重な財産であるとともに、次世代に確実に引き継いでいかなければならないものです。

特に、コナラやミズナラなどの二次林（里山的自然）は、私たちの日常生活を包み込んできたふるさとの風景ですが、生活様式の変化によって日常生活との関わりが薄れ、地域によっては宅地開発などで減少しており、これらの保全を進める必要性が高まっています。そのため、自然に対する感受性や関心を培い、人と自然の関わりや私たちの生活様式について考えたり、学んだりすることが重要になってきており、自然とふれあえる機会や自然の中でのいろいろな体験などを通じた普及啓発を推進します。

第2節 本県の環境施策の枠組み

1 環境基本条例の制定

本県では、平成9年3月に秋田県環境審議会から環境マインドの醸成やゼロエミッション社会の構築等といった新しい視点で環境を総合的にとらえる必要があること、環境行政全体の道すじを明らかにするため、環境保全についての目標や基本方針を内容とした環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定をすべきであることを主な内容とする「21世紀に向けた環境政策のあり方について」の答申を受け、今日の環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保するために、環境保全についての基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、さらには環境保全に関する基本的な事項を明かにした環境施策の指針となる「秋田県環境基本条例」を同年12月に制定しました。

2 環境基本計画の策定

上記で述べた秋田県環境基本条例に基づき、本県の特性を踏まえ、「風かおる緑豊かな秋田」を将来へ伝え残していくことを目指し、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、平成10年3月に「秋田県環境基本計画」を策定しました。今日の環境問題が県民、事業者、行政などのあらゆる立場の県民の協力・連携と積極的な参加なくしては解決できないことから、この計画では、県民がそれぞれの立場で果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示しております。

この計画に掲げている環境行政推進の基本方針は次のとおりです。

自然と人とが共存できる社会の構築

全ての県民が豊かな自然環境を享受し、将来に引き継いでゆくために、人間優先的な考えを改め、多様な自然環境と生物の生育環境を確保し、自然と人が共存可能な社会の構築に向けて各種施策を行います。

環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築

安全で健康的な暮らしができる生活環境を確保するため、公害を未然に防止するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築に向けて各種施策を行います。

地球環境保全への積極的な取組

地球環境問題は、私たち一人ひとりの様々な活動に起因しており、また実感を伴わないことが多いことから気づかないうちに問題が深刻化するおそれがあります。このため、本県でも長期的視点に立って地球環境を保全するための調査・研究・情報提供など、各種取組を積極的に行います。

環境保全に向けての全ての主体の参加

顕在化する今日の環境問題を解決するためには、県民・事業者・民間団体・行政などあらゆる立場の県民が協力・連携し、事業活動や日常生活を通して自主的かつ積極的に環境保全活動を行っていく必要があります。このため、情報提供や普及啓発事業を通じて、県民・事業者等すべての県民が、環境保全活動に取り組むための条件整備を進めます。

3 環境基本計画の推進

本県では、環境基本計画を着実に推進するため、平成10年度から庁内に生活環境部長（現生活環境文化部長）を議長とする環境調整会議を設置し、計画の進行管理、環境施策の点検・調整を行なってきました。その後県ではISO14001の認証取得を目指すこととし、それを目的に構築した環境マネジメントシステムの平成12年度の導入に伴って、環境調整会議の議長を副知事とするなど組織を改めました。県では平成13年3月28日に認証取得したISO14001のシステムを活用しながら、環境基本計画に掲げる施策を推進することとしています。

4 環境基本計画の期間及び見直し

環境基本計画は平成24年度を計画最終年度とし、概ね5年ごとに見直しを行うこととしています。そのため、平成14年度は、環境基本計画の改定に向け環境審議会への諮問や県民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。これらを踏まえて平成15年度に改定し、公表することとしています。

第3章 環境の現状の概要

第1節 自然環境

本県は、起伏の大きい山岳地等変化に富んだ地形や湿潤な気候風土を有し、また多様な動植物相がみられるなど、比較的豊かな自然環境に恵まれています。

しかしながら、社会経済活動の拡大に伴い各種開発が進められた結果、動植物の生息・生育環境が人為的影響を受けています。自然環境管理計画策定調査結果では、原生的自然からみて総合評価が一番高い地域（貴重な動植物分布地、自然植生分布地、代表的景観地）が県土の約30%まで減少しており、このうち自然植生域が県土の約16%という結果になっています。なお、自然植生域が大規模な面積を占める白神山地は、世界的にも貴重な原生的ブナ林を有することから、世界遺産として登録されています。

これらの豊かな自然環境を次世代に継承していくため、自然と動植物の体系的な保全に取り組むとともに、県民の自然保護に対する意識のより一層の向上に取り組んでいく必要があります。

第2節 快適環境

本県では、豊かな自然の恵みを受け、地域に根ざした独特の文化と生活を育んできました。しかし、近年の都市化の進行に伴い、身近な自然や歴史的な地域の特性が失われつつあります。

このため、身近にやすらぎと潤いがある生活空間を創造するとともに、県内の特徴ある景観の保全形成を図り、歴史的な文化遺産を保全していく必要があります。

第3節 生活環境

1 大気環境

本県の大気環境については、秋田市など8市1町に27の測定局を設置して常時監視を行っていますが、概ね良好な状態で保全されています。

平成14年度における測定結果では、二酸化硫黄（21局）、二酸化窒素（20局）及び一酸化炭素（5局）は全測定局で長期的評価に基づく環境基準を維持、達成しています。しかし、浮遊粒子状物質（26局）については、19局で日平均値が基準値を超えた日が2日以上連続したことから環境基準を達成しませんでした。これは4月中旬に発生した黄砂の影響によるものと考えられます。

光化学オキシダントは、全測定局（5局）で春季から夏季にかけて環境基準を超えていますが、県大気汚染緊急時措置要領に定める光化学スモッグ警報の発令基準の0.12ppmは下回っています。

このほか、秋田市内の2地点で行っている降下ばいじんについては、年平均値はいずれも10t/km²/月未満で推移しており、スパイクタイヤの規制に伴い道路粉じんの発生はほとんど抑えられています。

また、県内3地点における雨水及び雪のpHモニタリング調査の結果、酸性雨・雪は観測されていますが、被害は報告されていません。

このような現状を踏まえ、今後も引き続き監視体制を強化しながら、良好な状態を維持し、より良い大気環境の実現に取り組んでいく必要があります。

2 水環境

平成14年度は、秋田県内の公共用水域の水質について、152水域212地点で監視測定を行いました。

この結果、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして国が定めた水質汚濁に関する環境基準のうち、「人の健康の保護に関する項目」であるカドミウム等重金属やトリクロロエチレン等有害化学物質の26物質については、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、河川や湖沼、海域毎に水の利用目的に応じた類型を指定して環境基準を定めるpHやBOD等の「生活環境の保全に関する項目」のうち、BOD若しくはCODの環境基準達成率は公共用水域全体で91.6%となっており、その内訳は河川で98.1%、湖沼で35.7%、海域で100%でした。環境基準を達成していないのは、八郎湖をはじめとする富栄養化湖沼が主で、河川は中小河川2水域のみとなっています。

県内には十和田湖、八郎湖及び田沢湖の三大湖沼があって県の水環境を特徴づけていますが、何れもそれぞれの特性から水質の悪化傾向が見られるようになっていきます。このうち十和田湖は昭和61年以降、湖沼の

水質環境基準のひとつであるCODが基準値1mg/ℓを超えているほか、八郎湖では依然として湖水の富栄養化状態が続き、水質浄化への取り組みを加速する必要があります。一方、玉川酸性水の導入により酸性化しその後の中和への取組によってpHが回復しつつある田沢湖では、平成12年度にはCODが基準値1mg/ℓを超えましたが、平成13年度以降は環境基準を達成しています。

地下水の水質については40地区40地点で概況調査を行ったところ、環境基準値を超えた地点はありませんでした。また、過去の概況調査で環境基準を超えた項目がある5地区については、地下水水質の定期モニタリング調査を行いました。

3 廃棄物

(1) 一般廃棄物

ごみは、焼却、埋立、破碎等により適正に処理される必要があります。

焼却については、国内で発生するダイオキシン類の多くが一般廃棄物焼却施設に由来するとされていることから、ダイオキシン類の発生源をできるだけ少なくし、高度な処理機能を有する施設を確保する必要があります。

埋立については、廃棄物処理法規制以前に建設された遮水工や浸出水処理設備を有しない最終処分場が存在しており、周縁地下水から基準を超過するダイオキシン類等が検出されるなどの事例が見られたことから、管理者による維持管理の徹底と適正な最終処分場の確保を図る必要があります。

ごみの破碎や圧縮等の中間処理は、ごみの減量化、資源化のための前処理であり、容器包装ごみについては、その受け皿となるリサイクルプラザ（センター）が現在4カ所整備されていますが、その整備を促進する必要があります。

廃家電については、これまで粗大ごみとしてそのほとんどが埋立処理されていましたが、平成13年4月から家電リサイクル法が施行され、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機の4品目については、消費者も一定の負担をした上でメーカーがリサイクルする仕組みが動き出しました。

し尿は、下水道、浄化槽及びし尿処理施設により処理されますが、し尿処理施設は総じて老朽化や能力低下が見られることから、今後、施設の新設や改造の必要があります。また、快適な生活の確保と公共用水域の水質を保全するため、合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の適正処理は、生活環境の保全を図る上で基本的な条件であるとともに、産業経済活動の維持発展を図る上でも不可欠な要件であることから、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化等の適正処理対策を推進する必要があります。特に最終処分場については、二次公害等を発生させないよう定期的に放流水の検査を実施するなど監視・指導の徹底を図るとともに、各リサイクル法の整備により増加が懸念されている不法投棄を防止するための監視体制を強化する必要があります。

また、環境への負荷の少ない循環型社会の実現のためには、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化が一層求められていることから、廃棄物処理法に基づき、廃棄物を多量に排出する事業者に対して廃棄物の発生源での自主的な管理を促進する必要があります。

さらに、最終処分場を確保するため、秋田県環境保全センターの拡充整備を行うこととし、平成15年度からD区処分場整備工事に着手することとしています。

なお、倒産した(有)能代産業廃棄物処理センターの処分場については、環境保全対策を引き続き実施します。